**公費負担の手引き**

（自動車、ビラ、ポスター）

泊村選挙管理委員会

目次

１．選挙運動費用の公費負担制度について　・・・・・・・・・・・・・・・・　*１*

２．公費負担の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*１*

３．対象となる候補者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*１*

４．供託について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*１*

５．公費負担の限度額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*２*

６．諸手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*４*

（１）契約締結と契約届出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*４*

（２）確認申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*４*

（３）使用（作成）証明書の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*４*

（４）費用の請求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*５*

❶自動車の使用（ハイヤー・タクシーの借上げ）　・・・・・・・・・・・・　*６*

❷自動車の使用（自動車の借入れ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*７*

❸自動車の使用（燃料代）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*８*

❹自動車の使用（運転手）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*１０*

❺ビラの作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*１１*

❻ポスターの作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*１３*

７．Ｑ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　*１５*

１．選挙運動費用の公費負担制度について

公職選挙法の一部を改正する法律（令和２年法律第４５号）の施行により、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、公費負担制度が拡大されることとなりました。

公費負担制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぐことを目的とし、候補者の選挙運動の費用を自治体が負担する制度です。

この制度改正により、候補者は、一定の金額を限度として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を無料で行うことができます。

ただし、供託物が没収される候補者には、この制度は適用されません。また、**制度の利用は強制ではありません**ので、自動車だけの利用や、まったく利用しなくても問題ありません。

２．公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、泊村の条例等により上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の３つです。

　（１）選挙運動用の自動車の使用

（２）選挙運動用のビラの作成

（３）選挙運動用のポスターの作成

３．対象となる候補者

公費負担を受けることができる候補者は、供託物没収点以上の得票数を得た候補者です。供託物没収点以上の得票数を得ることができなかった候補者は、選挙運動費用全額を自己負担しなければなりません。

４．供託について

立候補しようとする者又は他人を候補者として届出しようとする者は、候補者一人につき、次のとおり現金又はこれに相当する額面の国債証書（振替国債を含む。）をあらかじめ法務局又は地方法務局へ供託しなければなりません。

なお、選挙の結果、当該候補者の得票が一定の得票数（供託物の没収点）に達している場合には、当選、落選に関係なく供託物は返還されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙の種類 | 供託の額 | 供託物の没収点 |
| 議会議員 | １５万円 | 有効投票の総数÷議員の定数（８人）×１／１０ |
| 村　　長 | ５０万円 | 有効投票の総数×１／１０ |

（例）有効投票の総数が１，０００票の場合の没収点　議会議員選挙１２．５票、村長選挙１００票

５．公費負担の限度額

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と候補者１人当たりの限度額との両方が定められています。契約した額のうち、この限度額を超える部分については、公費負担の対象外となります。また、上限を超える日数分についても公費負担の対象外となります。

（１）選挙運動用自動車の使用

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約の区分 | 公費負担の対象 | 公費負担の限度額 |
| ①一般運送契約（ハイヤー方式） | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（１日につき１台に限る。） | 64,500円/日×（候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数） |
| ②一般運送契約以外の契約（レンタル方式） | 自動車の借入契約 | 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（１日につき１台に限る。） | 16,100円/日×（候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数） |
| 燃料の供給契約 | 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（１日当たりの限度額なし） | 7,700円×（候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数） |
| 運転手の雇用契約 | 選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（１日につき１人に限る。） | 12,500円/日×（候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数） |

・契約区分の①と②のどちらかを選択して契約する必要があります。①と②を併用することはできません。一般運送契約とは、道路運送法第３条第１項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者と燃料及び運転手込みで自動車を借入れる契約方式です。

・最大で１日当たりの限度額（燃料を除く）に届出日（告示日）から選挙期日の前日までの日数（５日）を乗じて得た額を公費で負担します。選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）１日分のみが公費負担の対象になります。

・生計を一にする親族から借りる場合は公費負担の対象となりません。

（例）一般運送契約の公費負担（限度額　64,500円×５日間＝322,500円）

事例１：自動車を１台、１日70,000円で５日間使用する契約をした場合

　　　　64,500円×５日＝322,500円　（350,000円－322,500円＝27,500円対象外）

事例２：自動車を１台、１日50,000円で５日間使用する契約をした場合

50,000円×５日＝250,000円　（全額対象）

事例３：自動車を１台、１日50,000円で準備等を含めて６日間使用する契約をした場合

　　　　50,000円×５日＝250,000円　（300,000円－250,000円＝50,000円対象外）



（２）選挙運動用ビラの作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公費負担の対象 | 単価の上限① | 枚数の上限② |
| 実際の作成単価と①の少ない方の額×実際の作成枚数と②の少ない方の枚数 | 7円73銭 | 議会議員　1,600枚村　　長　5,000枚 |

（例）村長選挙の公費負担（限度額　7.73円×5,000枚＝38,650円）

事例１：50,000円で5,000枚作成する契約をした場合　→　単価10円

　　　　7.73円×5,000枚＝38,650円　（50,000円－38,650円＝11,350円対象外）

事例２：36,000円で6,000枚作成する契約をした場合　→　単価6円

　　　　6.00円×5,000枚＝30,000円　（36,000円－30,000円＝6,000円対象外）

（３）選挙運動用ポスターの作成

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公費負担の対象 | 単価の上限① | 枚数の上限② |
| 実際の作成単価と①の少ない方の額×実際の作成枚数と②の少ない方の枚数 | (541.31円×30箇所＋316,250円)÷30箇所（ポスター掲示場数）＝11,083円 | 60枚（ポスター掲示場数×２） |

（例）公費負担（限度額　11,083円×30枚＝332,490円）

事例１：70,000円で70枚作成する契約をした場合　→　単価1,000円

　　　　1,000円×60枚＝60,000円　（70,000円－60,000円＝10,000円対象外）

事例２：400,000円で20枚作成する契約をした場合　→　単価20,000円

　　　　11,083円×20枚＝221,660円

　（400,000円－221,660円＝178,340円対象外）

６．諸手続

（１）契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を選挙管理委員会に届け出なければなりません。

ア　届出先　　泊村選挙管理委員会

イ　届出期日　　契約が立候補届出前の場合・・・立候補届出のとき

契約が立候補届出後の場合・・・契約締結後直ちに

ウ　添付書類　　各業者等との契約書の写し

エ　注意事項

「選挙運動用自動車の使用」においては、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合（レンタル方式）」については、①自動車の借入、②燃料代、③運転手の雇用　のそれぞれについて個別の契約書の写しが必要です。

契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

（２）確認申請

下記アについては，公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

ア　確認申請が必要なもの

・選挙運動用自動車の燃料代・・・金額の制限範囲内であることの確認

・選挙運動用ビラの作成・・・・・作成限度枚数の確認

・選挙運動用ポスターの作成・・・作成限度枚数（掲示場数）の確認

イ　確認申請の方法

・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

・確認申請書には既に確認を受けた金額（枚数）を記載する必要があるため、提出した申請書の

写し又は控えを保管してください。

・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ　確認申請書の提出先　　泊村選挙管理委員会

エ　確認書の交付

・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。

・交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。

・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

（３）使用（作成）証明書の交付

契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

（４）費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、泊村（選挙管理委員会）が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は公費負担の請求はできません。

ア　請求書の提出の際の注意

・支払いは口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。

・支払先が個人である場合は、通帳の口座番号等が印字されている箇所のコピーを添付して

ください。

・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

イ　請求書の提出先

〒０４５－０２０２　古宇郡泊村大字茅沼村字臼別１９１－７

泊村選挙管理委員会事務局

TEL　０１３５－７５－２０２１

❶選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシーの借上げ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| 立候補届出時 | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第４号（その１）】 |  |
| 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第７号（その１）】 |  |
| 請求内訳書【様式第７号（別紙１）】 |  |

①有償契約の締結

候補者

一般乗用旅客自動車運送事業者

③使用証明書の交付

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④請求書の提出

②契約締結の届出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤支払い

泊村選挙管理委員会

（泊村長）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手順 | 手続内容 | 必要書類（様式等） | 備考（添付書類） |
| ① | 有償契約の締結候補者⇔運送事業者 | 選挙運動用自動車運送契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出候補者⇒村選管 | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 | ①の契約書の写し |
| ③ | 使用証明書の交付候補者⇒運送事業者 | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第４号（その１）】 |  |
| ④ | 請求書の提出運送事業者⇒村長 | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号】・請求内訳書【様式第７号（別紙１）】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 支払い村長⇒運送事業者 |  |  |

❷選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| 立候補届出時 | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第４号（その１）】 |  |
| 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第７号】 |  |
| 請求内訳書【様式第７号（別紙２の１）】 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　①有償契約の締結（個別契約）

候補者

借入業者等（レンタカー業者・個人・会社等）

　　　　　　　　　　　　　　　　③使用証明書の交付

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④請求書の提出

②契約締結の届出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤支払い

泊村選挙管理委員会

（泊村長）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手順 | 手続内容 | 必要書類（様式等） | 備考（添付書類） |
| ① | 有償契約の締結候補者⇔借入業者等 | 選挙運動用自動車運送契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出候補者⇒村選管 | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 | ①の書面の写し |
| ③ | 使用証明書の交付候補者⇒借入業者等 | 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第４号（その１）】 |  |
| ④ | 請求書の提出借入業者等⇒村長 | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第７号】・請求内訳書【様式第７号（別紙２の１）】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 支払い村長⇒借入業者等 |  |  |

❸選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| 立候補届出時 | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 |  |
| 金額確定後 | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第２号（その１）】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第３号（その１）】 |  |
| 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第４号（その２）】 |  |
| 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第７号（その１）】 |  |
| 請求内訳書【様式第７号（別紙２の２）】 |  |
| 給油伝票の写し（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） |  |

❸選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

　　　　　　　　　　　　　　　　①有償契約の締結（個別契約）

候補者

燃料供給業者

　　　　　　　　　　　　　　　　⑤確認書の提出

　　　　　　　　　　　　　　　　⑥使用証明書の交付

　　　　　　　　　　　　　　④確認書交付

②契約締結の届出　　　　　　　　　　　　　　　⑦請求書の提出

③燃料代の確認申請　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑧支払い

泊村選挙管理委員会

（泊村長）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手順 | 手続内容 | 必要書類（様式等） | 備考（添付書類） |
| ① | 有償契約の締結候補者⇔燃料供給業者 | 選挙運動用自動車の燃料供給契約書 |  |
| ② | 契約締結の届出候補者⇒村選管 | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 | ①の書面の写し |
| ③ | 確認申請書の提出候補者⇒村選管 | 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第２号（その１）】 |  |
| ④ | 確認書の交付村選管⇒候補者 | 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第３号（その１）】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出候補者⇒燃料供給業者 | ④の確認書 |  |
| ⑥ | 使用証明書の交付候補者⇒燃料供給業者 | 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第４号（その２）】 | 給油伝票の写し |
| ⑦ | 請求書の提出燃料供給業者⇒村長 | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第７号】・請求内訳書【様式第７号（別紙２の２）】 | ④の確認書⑥の使用証明書給油伝票の写し |
| ⑧ | 支払い村長⇒燃料供給業者 |  |  |

❹選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| 立候補届出時 | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第４号（その３）】 |  |
| 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第７号（その１）】 |  |
| 請求内訳書【様式第７号（別紙２の３）】 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　①有償契約の締結（個別契約）

候補者

運転手雇用者

　　　　　　　　　　　　　　　③使用証明書の交付

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④請求書の提出

②契約締結の届出

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤支払い

泊村選挙管理委員会

（泊村長）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手順 | 手続内容 | 必要書類（様式等） | 備考（添付書類） |
| ① | 有償契約の締結候補者⇔運転手雇用者 | 選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 |  |
| ② | 契約締結の届出候補者⇒村選管 | 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第１号】 | ①の書面の写し |
| ③ | 使用証明書の交付候補者⇒運転手雇用者 | 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第４号（その３）】 |  |
| ④ | 請求書の提出運転手雇用者⇒村長 | ・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第７号（その１）】・請求内訳書【様式第７号（別紙２の３）】 | ③の使用証明書 |
| ⑤ | 支払い村長⇒運転手雇用者 |  |  |

❺選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| 立候補届出時 | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第１号（その２）】 |  |
| 金額確定後 | 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第２号（その２）】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第３号（その２）】 |  |
| 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第５号】 |  |
| 請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第７号（その２）】 |  |
| 請求内訳書【様式第７号（別紙）】 |  |

❺選挙運動用ビラの作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　①有償契約の締結

候補者

ビラ作成業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤確認書の提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　⑥作成証明書の交付

　　　　　　　　　　　　　④確認書交付

②契約締結の届出　　　　　　　　　　　　　　　⑦請求書の提出

③作成枚数の確認申請　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑧支払い

泊村選挙管理委員会

（泊村長）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手順 | 手続内容 | 必要書類（様式等） | 備考（添付書類） |
| ① | 有償契約の締結候補者⇔ビラ作成業者 | 選挙運動用ビラ作成の契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出候補者⇒村選管 | 選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第１号（その２）】 | ①の書面の写し仕様が記載された書面 |
| ③ | 確認申請書の提出候補者⇒村選管 | 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第２号（その２）】 |  |
| ④ | 確認書の交付村選管⇒候補者 | 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第３号（その２）】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出候補者⇒ビラ作成業者 | ④の確認書 |  |
| ⑥ | 作成証明書の交付候補者⇒ビラ作成業者 | 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第５号】 | 納品書の写し |
| ⑦ | 請求書の提出ビラ作成業者⇒村長 | ・請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第７号（その２）】・請求内訳書【様式第７号（別紙）】 | ④の確認書⑥の作成証明書納品書の写し |
| ⑧ | 支払い村長⇒ビラ作成業者 |  |  |

❻選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出時期 | 様式名 | チェック |
| 立候補届出時 | 契約書の写し |  |
| 選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第１号（その３）】 |  |
| 金額確定後 | 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第２号（その３）】 |  |
| 請求のとき | 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第３号（その３）】 |  |
| 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第６号】 |  |
| 請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第７号（その３）】 |  |
| 請求内訳書【様式第７号（別紙）】 |  |

❻選挙運動用ポスターの作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　①有償契約の締結

候補者

ポスター作成業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤確認書の提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　⑥作成証明書の交付

　　　　　　　　　　　　　　④確認書交付

②契約締結の届出　　　　　　　　　　　　　　　⑦請求書の提出

③作成枚数の確認申請　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑧支払い

泊村選挙管理委員会

（泊村長）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手順 | 手続内容 | 必要書類（様式等） | 備考（添付書類） |
| ① | 有償契約の締結候補者⇔ポスター作成業者 | 選挙運動用ポスター作成の契約書 |  |
| ② | ①の契約締結の届出候補者⇒村選管 | 選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第１号（その３）】 | ①の書面の写し仕様が記載された書面 |
| ③ | 確認申請書の提出候補者⇒村選管 | 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第２号（その３）】 |  |
| ④ | 確認書の交付村選管⇒候補者 | 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第３号（その３）】 |  |
| ⑤ | 確認書の提出候補者⇒ポスター作成業者 | ④の確認書 |  |
| ⑥ | 作成証明書の提出候補者⇒ポスター作成業者 | 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第６号】 | 納品書の写し |
| ⑦ | 請求書の提出ポスター作成業者⇒村長 | ・請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第７号（その３）】・請求内訳書【様式第７号（別紙）】 | ④の確認書⑥の作成証明書納品書の写し |
| ⑧ | 支払い村長⇒ポスター作成業者 |  |  |

≪参考資料≫

選挙公営（公費負担）制度

Q＆A

泊村選挙管理委員会

公費負担に関するQ＆A

【１　共通】

Q1　契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？

|  |
| --- |
| Ａ　条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。 |

Q2　選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

|  |
| --- |
| Ａ　公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。 |

Q3　使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

|  |
| --- |
| Ａ　それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。 |

Q４　村に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

|  |
| --- |
| Ａ　村に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり） |

【２　自動車の借入れ】

Q５　公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

|  |
| --- |
| Ａ　主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者一人につき１台です。 |

Q６　選挙運動用自動車として２台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分です。なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は，候補者１人につき１台に限られます。 |

Q７　選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に１台借りる予定ですが、２台とも公費負担の対象になりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台分のみです。 |

Q８　レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。 |

Q９　選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

|  |
| --- |
| Ａ　公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。 |
| ※　無投票の場合は，立候補届出日の１日分が，公費負担対象の期間となります。 |

Q１０　選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

|  |
| --- |
| Ａ　選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。 |

Q１１　月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

|  |
| --- |
| Ａ　自動車借入れに対する公費負担制度については、１日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、１日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。しかし、「１か月で○万円」といったように、１日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した１日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。 |

Q１２　選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

|  |
| --- |
| Ａ　公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。 |
| ア　候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ |
| イ　ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約） |
| したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。 |

Q１３　レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

|  |
| --- |
| Ａ　契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。 |

Q１４　自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

|  |
| --- |
| Ａ　生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。 |
| ※ 親族とは、６親等内の血族・配偶者・３親等内の姻族をいいます。 |

Q１５　選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

|  |
| --- |
| Ａ　契約の相手方は、道路運送法第３条第１号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。 |

【３　燃料の供給】

Q１６　選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　選挙運動期間中、選挙運動用自動車１台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数５日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。 |

Q１７　選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　対象になりません。選挙運動用自動車１台の燃料に限ります。 |

Q１８　２社以上のガソリンスタンドで給油した場合、２社とも公費負担請求することはできますか？

|  |
| --- |
| Ａ　請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、２社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。 |

Q１９　燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

|  |
| --- |
| Ａ　公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。 |

【4　運転手の雇用】

Q２０　契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転してない日は、公費負担の対象になりません。 |

Q２１　選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。 |

Q２２　選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　公費負担の対象は、１日当たり運転手１人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。 |

Q２３　契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。 |

Q２４　法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。 |

Q２５　選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　生計を一にする親族を運転手として雇用する場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族が自動車運転を業として営んでいる場合は公費負担の対象となります。 |
| ※ 親族とは、６親等内の血族・配偶者・３親等内の姻族をいいます。 |

【５　選挙運動用ビラの作成】

Q２６　公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

|  |
| --- |
| Ａ　公職選挙法第１４２条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。 |

Q２７　選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

|  |
| --- |
| Ａ　・枚数･･･村議会議員選挙1,600枚以内、村長選挙5,000枚以内 |
| ・種類･･･２種類以内 |
| ・規格･･･長さ２９.７cm×幅２１cm（Ａ４版）両面印刷が可能 |
| ・記載内容･･･特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。 |
| ・証紙の貼付･･･頒布するビラには、村選管が交付する証紙を貼らなければなりません。 |

Q２８　選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

|  |
| --- |
| Ａ　次の場所において頒布することができます。 |
| ・新聞折込みによる頒布 |
| ・候補者の選挙事務所内における頒布 |
| ・個人演説会の会場内における頒布 |
| ・街頭演説の場所における頒布 |

Q２９　選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

|  |
| --- |
| Ａ　例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。 |

【６　選挙運動用ポスターの作成】

Q３０　公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

|  |
| --- |
| Ａ　公職選挙法第１４３条第１項第５号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。 |

Q３１　ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。 |

Q３２　選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて行為負担の対象となりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。 |

Q３３　選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

|  |
| --- |
| Ａ　例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。 |

Q３４　ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

|  |
| --- |
| Ａ　この場合、全額を公費負担できない場合があります。「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。 |